

法人のインターネットバンキングサービス利用に係る預金等の不正な払戻し被害の補償対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、早速ではございますが、最近のインターネットバンキングに係る預金等の不正な払戻しの手口は、コンピュータウイルスを利用したID・パスワードの搾取やパーソナルコンピュータ（以下、「PC」といいます。）の遠隔操作に見られるように、極めて高度化・巧妙化しています。

このような状況を踏まえ、当金庫ではインターネットバンキングサービス（以下、「IB」といいます。）を安心してご利用いただくため、法人のIB利用に係る預金等の不正な払戻し被害の補償対応につきまして、当金庫所定の補償限度額の範囲内で補償を行うことといたしましたのでお知らせします。

*本取組みは、平成26年7月17日付全国銀行協会の申し合わせ（法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正払戻しに関する補償の考え方）を踏まえ対応するものです。

1. 補償対象者

当金庫のIBをご利用いただいている法人のお客さま

2. 被害補償の限度額

1口座あたり、年間1,000万円を上限として被害額を補償します。

※ 補償にあたりましては、お客さまの被害に遭われた状況、セキュリティ対策の状況、ご利用状況等を考慮し、個別に検討させていただきます。

※ 検討の結果、補償を行わない場合、または補償額の一部を減額する場合があります。

3. 被害補償の開始時期 平成29年3月1日（水）

4. 補償対象とならない主な場合

- (1) 不正使用の発生した翌日から30日以内に当金庫へ事故の届出をいただけなかった場合
- (2) 当金庫の調査に対して十分な説明をいただけない場合
- (3) 警察に対して被害事実等の事実説明を行っていただけない場合
- (4) 顧客情報（ID等）がお客さまに届くまでに生じた顧客情報の紛失、盗難による損害
- (5) 他人に強要されたIBの不正使用による損害

- (6) 端末機（パソコン等）および通信媒体が正常な機能を発揮しない状態で
行われた使用による損害
- (7) お客さまやお客さまの従業員等の故意または重大な過失、または法令違
反による損害
- (8) お客さまの従業員等が自ら行った盗難または加担した盗難による損害
- (9) 戦争・内乱または天変地異等による著しい秩序の混乱時に生じた損害
- (10) 当金庫が推奨するセキュリティ対策を導入していない場合

5. お客様に講じていただくセキュリティ対策について

(1) お客さまに実施していただくセキュリティ対策

- 当金庫が提供しているセキュリティ対策（電子証明書、ワンタイムパス
ワード（ハードウェアトークン）、ウィルス対策ソフト「Rapport（ラポ
ート）」）等を着実に実施していただくこと。
- I Bに使用するP Cに関し、基本ソフト（O S）やウェブブラウザ等、
インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していただ
くこと。
- P Cにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポー
ト期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等の使用を止めていただ
くこと。
- P Cにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新
したうえで、稼動していただくこと。
- I Bに係るパスワードを定期的に変更していただくこと。

(2) お客さまに推奨するセキュリティ対策

- P Cの利用目的として、インターネット接続時の利用はI Bに限定して
利用する。
- P Cや無線L A Nのルータ等について、未利用時は可能な限り電源を切
断する。
- 取引の申請者と承認者とで異なるP Cを利用する。
- お振込の限度額を必要な範囲内でできるだけ低く設定する。
- 不審なログイン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがない
かを定期的を確認する。



宮崎第一信用金庫